

金沢市災害対策資金融資のご案内

本市では、1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、家屋や家財に被害を受けた方の復旧支援のため、次の融資をご用意しています。

○制度概要

融資対象者	次の①と②両方の要件を満たしている方、もしくは③の要件を満たす方が対象となります。 ① 市内に住所を有し、地震により自己の居住の用に供する家屋又は家財に損傷等の被害を受けた方 ② 当該災害の「り災（被災）証明」を受けた市民のうち、被害の程度が半壊以上（半壊、中規模半壊、大規模半壊、全壊） ③ 「被災宅地等復旧費補助金」の交付を受け、宅地の復旧工事等を行う方
資金使途	災害復旧のために必要な資金
融資限度額	500万円まで
返済期間	7年以内（うち据置2年以内）
融資利率	0%（無利子）
返済方法	元金均等償還
担保・保証人	取扱金融機関の定めによります。
申込先	取扱金融機関の窓口
取扱金融機関	北國銀行、北陸銀行、興能信用金庫、のと共栄信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合 <u>※取扱を開始した金融機関については随時掲載いたします。</u>
融資実行期間	令和6年1月25日から令和9年3月31日受付分まで
留意事項	・事前審査のため、源泉徴収票など収入確認用の書類の提出を求めることがあるほか、 <u>取扱金融機関による審査の結果、融資できない場合があります。</u> ・民間・公的融資に関わらず、本制度を利用した借換えはできません。

次のページへ続く



○お申し込みから融資までの流れ

1. り災（被災）証明書 または 補助金交付決定通知書 の交付	金沢市役所「資産税課」が発行した「り災（被災）証明2部（写し可）」 または、被災宅地等復旧費補助金にかかる「補助金交付決定通知書2部（写し可）」をご用意ください。 ※り災証明に関する問い合わせは資産税課（220-2151）まで 被災宅地等復旧費補助金に関する問い合わせは危機管理課（220-2366）まで
2. 融資申込書提出	取扱金融機関窓口にて、市長が発行するり災（被災）証明書または補助金交付決定通知書を用意の上、 <u>金沢市災害対策資金借入申込書をそれぞれ2部（写し可）</u> ご提出ください。 ※融資申込書は取扱金融機関又は危機管理課にてご用意しています。
3. 受付・審査・ 融資の実行	取扱金融機関において審査の上、融資が実行されます。 （詳細は取扱金融機関にご確認下さい。）
4. 融資実行報告	金融機関から市に金銭消費貸借契約証書の写し、金沢市災害対策資金借入申込書及び被害額等内訳調書を添付して、実行報告書を提出。

問い合わせ先 金沢市危機管理監危機管理課 担当：寺分（てらわけ）
 〒920-8577 金沢市柿木畠 1－1
 電話番号：076-220-2366 FAX 番号：076-233-9999
 Mail：kiki@city.kanazawa.lg.jp